

○大阪電気通信大学施設使用規則

平成25年9月10日

制定

最近改正 令和元年5月28日

(目的)

第1条 大阪電気通信大学(以下、「本学」という。)が教室、会議室及び設備等(以下「施設」という。)を学外の団体が主催する試験、集会、イベント等(以下「試験等」という。)に使用をする場合は、この規則に定めるところによる。

(使用の許可)

第2条 施設の使用許可を受けようとするもの(以下、「主催者」という。)は、指定の施設使用申請書を原則として使用90日前までに大学事務局学事部学事課又は駅前事務室(以下、「事務室」という。)に提出しなければならない。

- 2 本学は、前項の申請に基づき関係部署の確認後、財務部施設課の許可をもって使用を認めるものとする。
- 3 使用を認める場合、本学は主催者に使用許可書を発行する。
- 4 主催者は、使用に先立ち事務室と使用に関する打合せを行うものとする。

(使用の制限及び取消)

第3条 本学が教育機関であることに鑑み、施設の使用目的又は使用方法が、次のいずれかに該当する場合は使用を許可しない。

- (1) 本学の教育、研究及び行事等に支障をきたすと認められる場合
 - (2) 使用目的に反する場合
 - (3) 公益に反するおそれがあると認められる場合
 - (4) 本学施設を破損するおそれがあると認められる場合
 - (5) その他管理運営上に支障をきたすと認められる場合
 - (6) 天変地異等やむを得ない事由が発生し、本学施設を使用できなくなった場合
- 2 使用許可書発行後であっても前項各号のいずれかに該当する場合、使用許可を取消す。
 - 3 使用許可の取消により、主催者に生じたいかなる損害に対しても、本学は一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第4条 本学は主催者に、施設使用料及び冷暖房にかかる光熱費を徴収することができる。

- 2 施設使用料、光熱費及びキャンセル料については、別に定める。
- 3 本学の都合により使用許可の取消し又は変更があった場合は、使用料の全額又は一部を返還する。

(使用日)

第5条 使用日は、原則として日曜日及び祝日とする。なお、主催者が使用日前日に準備を行う場合、本学の教育、研究及び行事等に支障をきたさない範囲で認める。

(使用時間)

第6条 使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(喫煙の禁止)

第7条 主催者は学内において特に定める場所以外で喫煙してはならない。また、利用者に周知徹底しなければならない。

(使用後の原状復帰)

第8条 主催者は使用後原状に復し、設備及び備品等を整備し、火元の安全を確かめた後係員の検査を受けなければならない。

(使用権譲渡の禁止)

第9条 主催者は、施設使用の権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。

(免責)

第10条 主催者は、本学施設の使用に関して定めた使用規則及び関係法令を遵守しなくてはならない。また、利用者に周知しなければならない。

2 次のいずれかに該当する場合、主催者に生じたいかなる損害に対しても、本学は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 第3条第1項の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 主催者又は利用者に発生した人的又は物的損害

(損害賠償等)

第11条 主催者は、施設の使用中に施設を損傷した場合、又は盜難があったと認められる場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 施設の使用中における負傷、盜難、紛失及びその他の事故等に係る一切の責任は、主催者が負うものとする。

附 則

この規則は、平成25年9月10日から施行する。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。